事務・事業名	精神保健福祉士の養成	担当部局•担当課室	社会・援護局障害保健福
			祉部精神・障害保健課
		評価実施時期	令和4年3月
根拠法令等	精神保健福祉士法(平成9年法律	類型	講習研修
	第131号) 第7条	指定等の形態	指定
事務・事業の	○事務・事業の創設時の趣旨		
概要	精神保健福祉士は、精神保健福祉士法に基づく名称独占の資格であり、精神保健		
	福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施		
	設において精神障害の医療を受け、又は精神障害者の社会復帰の促進を図ることを		
	目的とする施設を利用している者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日		
	常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うことを業とする者であり、		
	その資格制度を定めるとともに、このような専門的な人材を我が国で養成し、確保		
	していくために創設したものである。		
	○事務・事業の内容		
	精神保健福祉士を養成する。		
事務・事業の	指定基準を満たした養成施設を指定精神保健福祉士養成施設として指定すること		
目的	により、専門的な能力及び知識を有	する精神保健福祉士	を養成することを目的とす
PRAIL A LA	る。		
関連する	_		
政策目標			
等		NI. 1 XX 2. X X	
法人の指定等	- (国が行う指定事務の対象となる) 法人はない)	
の状況	#生1ァナ、1		
指定・登録 等の基準に	特になし		
対するよく			
ある問合せ			
と回答			
料金等・積	_		
算根拠			
事務・事業	○実績(令和3年度)		
の実績等			
	○事業収入(令和3年度)		
	_		
国からの補	○補助金・委託費等(令和3年度予	第):一	
助金等			
事務・事業	現在指定している法人はない。		

の見直し状		
況(これま		
での検証)		
-	● 事故 事業の以悪歴	
事務・事業	●事務・事業の必要性	
の必要性・	福祉ニーズが多様化し、また利用者の権利擁護等が求められている中で、相談	
有効性等	助等に当たって、専門的な能力及び知識を有する人材として、精神保健福祉士を	
	成・確保していく必要がある。	
	●事務・事業の妥当性	
	現在、指定されている法人がなく、事業を実施していないため、評価が困難であ	
	る。	
	●事務・事業の有効性	
	現在、指定されている法人がなく、事業を実施していないため、評価が困難であ	
	る。	
事務・事業	○指定等を行う妥当性	
の執行体制	専門的な人材である精神保健福祉士の養成は、指摘基準をみたした養成施設とし	
の妥当性等	て、適切な施設で実施する必要がある。	
	○事務・事業実施主体の適格性	
	<指定等の基準の妥当性>	
	精神保健福祉士養成施設の指定基準は、有識者による報告を踏まえ、策定してい	
	る。	
	<実施主体としての指定等法人の適格性>	
	現在、指定されている法人がないため、評価が困難である。	
政策効果の	-	
把握の手法		
及びその結		
果		
学識経験を	特になし	
有する者の		
知見の活用		
に関する事		
項		
政策評価を	特になし	
行う過程に		
おいて使用		
した資料そ		
の他の情報		
•		

に関する事	
項	
評価結果の	現在、指定されている法人はないが、専門的人材である精神保健福祉士の養成は
総括	指定基準を満たした養成施設で実施する必要があり、引き続き実施。
(現状分析	
(事務・事	
業の評価)	
と今後の方	
向性)	
備考	